

令和4年3月9日
教育指導課

学年末・学年始めにおける生活指導について

このことについて、指導の徹底を図るよう、別紙のとおり区立幼稚園長、小・中学校長あてに通知したので報告する。

- 1 通知文 別紙のとおり

世田谷区立幼稚園長、小・中学校長 あて

世田谷区教育委員会教育長
渡部 理枝

令和3年度 学年末・学年始めの生活指導について（通知）

各幼稚園・学校におかれましては、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒等」という）が、学年末・学年始めに規則正しい生活を送り、心身ともに健康で、充実した日々を過ごし、希望に満ちて新学期を迎えられるよう、教職員の共通理解のもと、児童・生徒等に対する事前の指導及び園・学校と家庭、地域、関係諸機関等が連携して、児童・生徒等を守り育てる体制の確立が図れるよう下記の事項について徹底をお願いいたします。

また、学年末・学年始めは、友人や教職員との別れや出会いを通して、豊かな人間関係を培う大切な時期であり、卒業式や修了式、入学式、始業式等の儀式的行事の教育的意義を十分認識し、実施においては児童・生徒等一人一人が希望と喜びをもてるよう指導をお願いいたします。

記

1 学年末・学年始めの児童・生徒等への指導内容

指導の重点

感染症対策が長期化し、今後の見通しがもちづらい状況下において、漠然とした不安や深刻な悩みを抱える児童・生徒の増加が懸念される。また、保護者の経済状況など家庭環境に変化が生じていることも予想されることから、引き続き児童・生徒の心のケアや福祉等の関係機関と連携した家庭への支援を強化する必要がある。

（1）自殺の防止

厚生労働省の公表情報によると、令和2年の児童・生徒等の自殺者数は499人で、令和元年の399人と比較して大きく増加しており、さらに令和3年における児童・生徒の自殺者数も、1月から10月までの期間で368人と極めて憂慮すべき状況が続いている。また、これまでの自殺者数の推移によると、学校の長期休業明けに自殺者数が増加する傾向にある。こうした現状に鑑み、特に、成績の低下、うつ病等の様々な精神疾患の疑い、家庭環境の変化等、自殺の危険因子となる状況がないか留意するとともに、積極的に春季休業日前後の機会を捉え、不安や悩みを抱えたときに助けを求めるとの大切さ等について、繰り返し指導する。

また、警察を含めた身近にいる信頼できる大人にSOSを出すこと等、悩みを抱えたときに助けを求めるとの大切さを講話や学級指導、相談窓口連絡先一覧の配布時などの際に、全ての児童・生徒等を対象に繰り返し行う。

【参考資料】

自殺対策基本法の一部改正（平成28年4月）

自殺総合対策大綱の閣議決定（平成29年7月）

「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」

（平成26年7月文部科学省 児童・生徒等の自殺予防に関する調査研究協力者会議）等

DVD教材「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」

（平成30年東京都教育委員会）

「児童・生徒等を自殺等の深刻な事態に至らせないために ～まわりにこのような児童・生徒等はいませんか～」（平成25年3月東京都教育庁指導部指導企画課）

保護者向けリーフレット「『どうしたの？』一声かけてみませんか～子供の不安や悩みに寄り添うために～」（令和2年9月東京都教育庁指導部・地域教育支援部）

(2) 犯罪行為、問題行動等の防止

ア 児童・生徒等の状況を十分に把握し、事故の防止に努める。

児童・生徒等の規範意識を高め、社会のルールの大切さを理解させ、それを守ろうとする態度や正しい判断の下に行動できる力を育成する指導を行う。

また、盛り場・繁華街等でのトラブル、深夜徘徊、飲酒・喫煙、万引き、金銭の貸借によるトラブル、性に関わる問題行動やデートDV等の暴力事案の発生等、児童・生徒等の生活や行動に関する情報交換を家庭・地域・関係諸機関と適宜行い、生活指導の徹底を図る。

エアガン等の危険な遊びや、学区域における危険箇所での遊びについては、PTAや地域諸団体と協力して事故防止の方策を立てて安全の確保に努める。

【参考資料】

「人権教育プログラム（学校教育編）」（令和3年3月東京都教育委員会）

犯罪防止・犯罪被害者理解教材「STOP！それは犯罪だと気付いていますか」

（平成22年3月東京都教育委員会）

万引き防止教材（警視庁）等

「デートDVをしていますか？」（令和元年6月世田谷区）

「デートDV」ってなんだろう？（世田谷区）

イ スマートフォン等やインターネット利用に関わる指導の徹底

コミュニティ型のWebサイトや無料通話アプリケーションの利用に関わるトラブル、過度な使用によるインターネット依存についても十分に注意を喚起し、適切に利用の仕方や事件や事故の被害者・加害者にならないための指導を徹底する。

特に、相手に脅されたりだまされたりして、自ら撮影した裸の画像をメール等で送る「自画撮り被害」等の被害の防止に向けて、「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」等を活用し、情報モラルについての指導を行う。保護者に対しては、フィルタリング機能を設定することの重要性や携帯電話等の利用に係る家庭でのルールづくりの促進等について啓発を行う。

【参考資料】

リーフレット「インターネットトラブルから子どもを守るために」

（令和3年3月世田谷区教育委員会）

「ネットリテラシー醸成講座」での指導内容

「SNS東京ルール」（平成31年4月東京都教育委員会）に基づいて各学校で作成した「学校ルール」

「SNS東京ノート」（令和3年3月東京都教育庁指導部）

「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」（令和3年11月更新東京都教育委員会）

「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」

（平成28年3月東京都教育庁指導部）

ウ 薬物乱用の防止に努める。

覚醒剤・大麻等の違法薬物について、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となることや、摂取による依存症状等の様々な障害が起きることを周知するとともに、誘われてしまったとき、適切に断ることができるよう指導する。

【参考資料】

「薬物乱用防止に関する指導資料」（平成27年3月東京都教育委員会）

(3) 「いじめ」の防止

子供の心を育むためには、子供が自らの可能性に気付くことが何よりも大切である。各学校で長期休業日明け（新年度当初）に実施している見守り等の活動と関連付けながら、意識的に子供のよさや成長を見付け、子供一人一人に伝えるなど、自己肯定感を高める取組を強化する。

いじめ防止対策をより実効的なものにするためには、「学校いじめ対策委員会」を核とした組織的対応に加え、教員一人一人の対応力の向上や学校、家庭、地域が一体となった取組の推進が重要である。「いじめ防止において必ず取り組む18の項目」や、ふれあい月間「教員シート」や「学校シート」、「いじめ防止10分スライド vol.1、vol.2」等を活用して、教員自身や自校の課題及び改善策を明確にし、指導の充実を図るとともに、「学校いじめ防止基本方針」の改訂や共通理解につなげられるようにする。

いじめを傍観していること自体がいじめをしていることと同様であることを理解し、「止める」「伝える」などの行動ができるよう指導する。また、無料通話アプリやSNS等を利用して、誹謗中傷や「グループ外し」を行うなど、インターネットを通じて行われるいじめを防止するため、人により苦痛と感ずることに違いがあるなど、SNS等のより適切な利用について主体的に考えさせる指導を行う。また、一人一台のタブレット端末を使用したコミュニケーション機能を使用する場合には、他者を傷付け、いじめとなるような発言を行ったりすることのないように指導を行う。

各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」のもと、「学校生活についてのアンケート」や「Q-U調査」、スクールカウンセラー全員面接等の結果を活用し、部活動、学校行事、面談などの機会を活かして、児童・生徒等から発信される様々なサインを見逃すことなく、いじめの未然防止に向けた指導の充実を図る。

また、児童・生徒等が電話相談できる「せたがやホッと子どもサポート」等の情報を伝えるなど相談体制を整える。

新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別を防止するために、感染症に関する適切な知識を基に、発達の段階に応じた指導を行うとともに、ワクチン接種を受ける又は、受けないことによつていじめが起きることのないよう適切に対応する。

【参考資料】

- 「一人ひとりの子どもが安心して毎日を過ごせるように～いじめ防止に向けた手引き～」
(令和3年3月世田谷区教育委員会)
- 「『いじめを予防するための授業の工夫』教員用リーフレット
『いじめ 許さない 見逃さない』」(令和元年6月世田谷区教育委員会)
- 「いじめ対策に係る事例集」(平成30年9月文部科学省)
- 「SNS東京ノート(令和3年3月東京都教育委員会)」
- 「いじめ総合対策【第2次・一部改定】下巻[実践プログラム編]」
(令和3年2月東京都教育委員会)
- 「インターネット等の適正な利用に関する指導事例集・活用の手引」
(平成28年3月東京都教育委員会)
- 「STOP!いじめ 見つめよう 考えよう-いじめをなくすために-」
(平成27年3月東京都教育委員会)
- 「いじめ問題に対応できる力を育てるために いじめ防止教育プログラム-」
(平成26年2月東京都教育委員会)
- いじめ防止教材「STOP!いじめ あなたは大丈夫?」(平成25年3月東京都教育委員会)
- 「考えよう!いじめ・SNS@TOKYO」の「ストーリー『ワクチンを打ちたいけど...。』
『相手の今を思うと...。』、『まるでウイルスみたいに...。』」(令和3年11月更新)
- 「新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別意識の解消を図る指導資料」
(令和2年6月東京都教職員研修センター)
- 「いじめ防止10分スライド vol.1、vol.2」(令和3年東京都教育委員会)

(4) 犯罪、事故、災害等に対する危険予測と回避

ア 交通事故などの防止について指導する。

交通事故防止について、以下の点について具体的に指導する。

路地や駐車車両の前後から、絶対に車道に飛び出さない。

青信号であっても、左右の安全を確認して、車が止まってから横断する。

道幅の狭い所では絶対にふざけたり広がったりせず、白線の内側などを歩く。

バスやトラックなどの大きい車両の右左折時は、車両の動きに特に注意する。

また、車両事故の特徴を知り、安全な歩行や「自転車安全利用五則」（警視庁）を基に自転車走行の仕方を指導する。あわせてキックボードの利用についてや、電動キックボードの利用には免許が必要であることについても指導する。加害者になった場合は大きな損害賠償を負う可能性があること等、交通事故の危険性や起きたときの通報や対応等について、児童・生徒等の発達の段階を踏まえた指導の徹底を行う。

なお、「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、令和2年4月1日から自転車損害賠償保険等への加入の義務が課されていること、また、ヘルメット着用に努めなければならないことについて情報提供を行う。

新1年生への交通安全指導について、「安全教育プログラム（令和3年3月）」p.24～26『交通安全』を活用し、道路の歩行等や通学路の大切さについて、指導を徹底するとともに、保護者会などを通じて、一緒に通学路や通学経路を歩いたり、安全な通行方法や横断など子どもと一緒に話し合ったりするよう家庭に協力を依頼する。

<指導内容例>（「自転車安全利用五則」より）

車両事故の特徴を知り、安全な歩行や自転車走行の仕方を指導する。

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で車道よりを徐行
- 4 安全ルールを守る（夜間はライト点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認）
- 5 自転車乗車時は、ヘルメットを着用
- 6 自転車は車と同じ、事故を起こせば、法律で裁かれる。

交通事故が起きたときの通報や対応について、児童・生徒等の発達の段階を踏まえた指導の徹底と保護者等への周知、啓発を行う。

交通事故が起きたときの通報や対応について、児童・生徒等の発達の段階を踏まえた指導の徹底と保護者等への周知、啓発を行う。

- 1 事故が発生した場合は、周囲を確認して安全な場所に退避すること。
- 2 交通事故にあったときは、すぐに「大丈夫です」と答えるのではなく、自らのけがの程度を確認し、痛み等があれば、隠さずに相手に訴えること。
- 3 自分や相手にけがが確認できなくても、110番に連絡をし、警察に事故状況を確認してもらうこと。そのとき、現場から離れないこと。自転車を運転していて、事故後、立ち去った場合は事故の被害者であっても道路交通法違反（報告義務違反）になること。〔道路交通法（交通事故の措置）第72条〕

【参考資料】

「安全教育プログラム第13集」（令和3年3月東京都教育委員会）

「自転車安全利用五則」（警視庁）

「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（令和2年4月）

「世田谷区自転車条例」（令和2年4月）

イ 犯罪や不審者、誘拐等への対応について指導する。

外出の際は家人に、行き先、経路、同行者、帰宅予定時刻等を知らせ、できるだけ一人で行動しないこと、見知らぬ人からの誘いに応じたり、好奇心から自動車等に乗せてもらったり、物をもらったりすること等がないよう具体的に指導する。また、通り魔、連れ去り、わいせつ行為などの犯罪被害に遭わないために、マンションのエレベーターに乗るときや人通りの少ない場所を一人で通行するときや公園での一人遊びのとき、保護者の不在時における住居への不法な侵入などについても十分注意するよう指導する。防犯ブザーを携帯するなど、危険な状況を発見した場合は、近くの大人に速やかに連絡するとともに、自分の身を自分で守るための方法について指導する。

また、刃物等の凶器を使用した無差別殺傷や誘拐、性暴力・性犯罪などの被害防止、振り込め詐欺や架空・不当請求など金銭にかかわる問題行動の防止について、具体的な事項を踏まえた指導を行う。

ウ 電話等による個人情報の聞き出しについての指導を徹底する。

不審な人物が、様々な手口で、児童・生徒等に関わる個人情報を求めることがある。保護者会等の機会を活用しその特徴や個人情報の流出が及ぼす影響等について各家庭へ情報提供及び注意喚起を行うとともに児童・生徒等への指導を徹底する。

エ 災害時の安全の確保等について指導する。

災害の危険を予測し、回避できるようにするため、この時期に直面することが予想される問題を具体的に提起し、地震や風水害等が発生した場合、早めに安全な場所を確認し、自ら身を守ることができるよう指導する。

【参考資料】

「安全教育プログラム第11集」（平成31年3月東京都教育委員会）

「防災ノート ～災害と安全～」(令和3年度版東京都教育委員会)

「地震と安全」(平成28年6月東京都教育委員会)

「3・11を忘れない」(平成28年度版東京都教育委員会)

「学校安全対策マニュアル」(平成23年度改訂世田谷区教育委員会)

「性暴力救援ダイヤルN a N a」

「T O K Y O ぽっとメッセージチャンネル」(令和3年7月東京都相談窓口ウェブページ)

(5) 大人への相談

園・学校は、児童・生徒等の不安や悩みに対して、春季休業日中であっても教職員が相談に応じ、児童・生徒等の心に寄り添って解決を図る体制を整えていることを具体的な言葉で伝えるとともに、どんなに小さなことでも心配がある場合は、園・学校はもとより保護者をはじめ身近にいる信頼できる大人や外部の相談機関、警察等に相談するよう指導する。

2 学年末・学年始めの対応

(1) 児童・生徒等の状況把握及び支援

園・学校が把握した悩みを抱える児童・生徒等や、いじめを受けた又は不登校となっている児童・生徒等については、学年末・学年始めも管理職をはじめ教職員間、学校間で情報を共有するとともに、家庭訪問を実施するなど保護者等と連携して、当該児童・生徒等の様子を定期的に確認する。また、プライバシーに十分配慮し、関わりの深い教員等が、当該児童・生徒等に声を掛け、悩みや不安の解消に向けて支援する。

特に、長期欠席者や園・学校生活に適応が難しい児童・生徒等に対しては、新年度

開始前に連絡を取り、新たな気持ちで園・学校生活に意欲と希望をもち、目標をもって教育活動に取り組むことができるよう丁寧に対応するとともに、評価や出欠等の扱いについても確認する。また、家庭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、世田谷区児童相談所、世田谷少年センター等の関係機関との密接な連携を図り、家庭訪問や保護者との連携及び、一人一台のタブレット端末を活用するなどして、当該児童・生徒等が置かれている状況等を把握するとともに、一人一人の問題に即した対策を立て、指導の充実を図る。

特に中学校においては、春季休業日明けに進級、進学する生徒の中には、将来を不安に感じ、精神が不安定な状況になることも予想される。今年度は、感染症対策に伴うオンライン選択等の影響により、学習の遅れや進路に関する焦りなど、通常とは異なる不安や悩みを抱える生徒の増加も見込まれる。一人一人に対する共感的理解をもって生徒理解を深めながら進路指導の充実を図り、生徒が抱える不安や悩み等を積極的に受け止めるよう努めるとともに、生徒が主体的に自己の進路を選択する視点を大切にしながら支援や対応を行う。

【参考資料】

「学校における児童・生徒の自殺対策の取組～寄りそい、支え、命を守るために～」
(平成30年2月東京都教育委員会)
「学習者用端末の適正な使用の指導の強化について(通知)」
(令和3年9月17日付3教指企第1082号)

(2) 児童虐待への対応

児童・生徒等の生命・心身を守るという観点から、「人権教育プログラム」(令和3年3月東京都教育委員会)のチェックリストを活用するなどして、児童・生徒等の生活状況を把握し、保護者との連携に努めるとともに、児童虐待を受けたと思われる児童・生徒等を発見した場合には、速やかに、子ども家庭支援センター、児童相談所等に通告するなど、関係機関等と定期的に連絡・相談を行うなどの体制を整える。

特に、保護者が児童・生徒等に会わせることを拒絶するなどの場合には、至急、児童相談所や警察等の関係機関に連絡し、相互に連携を図りながら適切に対応する。

また、虐待等が疑われる児童・生徒等の保護者等から問い合わせや執拗な要求、威圧的な態度に対しては、教育委員会や警察等と連携して、適切に対応する。

【参考資料】

「児童虐待の防止等に関する法律」(平成16年10月及び平成17年4月 一部改正)
「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(平成20年4月)
「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引」(令和元年5月文部科学省)
「世田谷区子ども条例」(平成13年12月世田谷区・世田谷区教育委員会)

(3) 園・学校、家庭、地域、関係機関と連携した対応

「児童・生徒等の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度」の適切な運用や「学校サポートチーム」による組織的な対応等、警察等との関係諸機関と緊密な連携を図った活動を推進する。

教職員が、学校協議会などを通してPTA、町内会等との協力関係を深め、児童・生徒等が、地域社会で豊かな活動が行えるよう配慮する。なお、地域の諸団体から園・学校に対して協力の依頼などがあった場合には、実施内容を十分検討し、事故の防止等に十分留意して対応する。

(4) 部活動等における重大事故の防止

部活動等の指導に際しては、運動種目の特性や練習内容・方法から予測される危険性を再確認し、事故を未然に防止する。また、新型コロナウイルス感染症対策に関するガイドライン等を踏まえ、安全に配慮した計画に基づき、児童・生徒一人一人の状況に応じて、適切な指導を行う。

体罰は学校教育法で明確に禁止されている違法行為である。いかなる場面や状況においても、身体的な暴力と同様に、暴言や人権を否定する発言、不適切な指導も精神的な暴力であり、あってはならないことを、外部指導員を含め指導を徹底し、体罰・ハラスメントの根絶を図る。

【参考資料】

世田谷区立中学校における部活動の方針（平成30年12月世田谷区教育委員会）

「体罰根絶映像資料（DVD）」（平成26年3月東京都教育庁指導部）

「体罰根絶に向けた総合的な対策」（平成25年9月東京都教育委員会）

「生徒の意欲を高める部活動指導の在り方を求めて」（平成25年3月東京都教育庁指導部）

「部活動中の重大事故防止のためのガイドライン」（平成24年5月東京都教育委員会）

「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～学校の『新しい日常』の定着に向けて～改訂版 ver 4」

(5) 災害時の安全の確保

地震や風水害など想定を超える規模の災害が多発しており、災害時における児童・生徒等の生命及び身体の安全確保に万全を期すため、園・学校の防災に関わる計画を見直し、万一災害が発生した場合の対応や校内における連絡体制等について、すべての教職員で確認する。

学年末・学年始めに、施設又は設備について、児童・生徒等の安全の確保を図る上で支障がないか点検を行い、支障があると認められた場合には、遅滞なく、その改善を図るために必要な措置を講じる。

【参考資料】

「安全教育プログラム第11集」（平成31年3月東京都教育委員会）

「防災ノート」（平成29年6月東京都教育委員会）

「地震と安全」（平成28年6月東京都教育委員会）

「3・11を忘れない」（平成28年度版東京都教育委員会）

「学校安全対策マニュアル」（平成23年度改訂世田谷区教育委員会）

3 教職員に向けて

- (1) 個人情報や機密性の高い情報が教育ネットワークのサーバー（教員用のサーバーも含む）への保存がされていないことを確認し、削除が完了していない場合は、速やかに実施する。
- (2) 校則や学校のきまりについて、児童・生徒等の安全の確保と自主的・自立的な判断力や態度を育成することをねらいとして、社会情勢の変化や児童・生徒等・地域の実態等を考慮するなど、再点検を行う。
- (3) 刃物等を保管している調理室等の施錠・確認を確実に行うとともに、保健室や理科室

等における薬品の管理・保管については、薬品を管理するための台帳等を整備するなどして、管理を徹底する。

- (4) 緊急時に備え、保護者への連絡方法や校内体制を点検し、家庭・教職員等へ確実に連絡できるように配慮する。なお、保護者等の名簿や連絡先等の個人情報の取り扱いについては、教職員全体で適切な取り扱いをするよう確認及び保管を徹底する。

事故発生時の対応

万一、事故や問題が発生した場合には、事実を正確に把握し、管理職を中心に全教職員が協力してその対応にあたるとともに、教育委員会へ速やかに連絡してください。

【連絡先】世田谷区教育委員会事務局教育指導課

電 話 5 4 3 2 - 2 7 0 3 ~ 5

ファクシミリ 5 4 3 2 - 3 0 4 1

教育指導課が不在の場合は、教育指導課長の携帯電話にご連絡ください。